

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（防衛省）

項 目 名	防衛産業の基盤強化のための諸施策に伴う税制上の措置											
税 目	－											
要 望 の 内 容	装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の推進及び防衛イノベーションの促進等の諸施策の実施に伴い必要となる税制上の所要の措置を要望する。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td></td><td>－ 一百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>－ 一百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（</td><td>－ 一百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額		－ 一百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 一百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（	－ 一百万円）
平年度の減収見込額		－ 一百万円										
（制度自体の減収額）	（	－ 一百万円）										
（改 正 増 減 収 額）	（	－ 一百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の推進及び防衛イノベーションの促進等の諸施策を着実に実施する。 (2) 施策の必要性 現行の国家防衛戦略と防衛力整備計画の策定当時に想定していた以上の速度と複雑性をもって国内外の情勢が変化しており、その影響により更なる対応が必要となっている。 こうした中、「生産力こそ抑止力」という考え方のもと、持続的な対応能力や「新しい戦い方」への対応を支えることができる防衛生産・技術基盤を構築していくことが喫緊の課題である。 このため、防衛生産・技術基盤の強化をさらに加速するための取組を拡充するとともに、国の関与を担保した法人を新設した上で、①国内生産基盤の強化、②外国政府への装備移転の推進、③防衛イノベーションの促進を一体的に推進する必要がある、こうした諸施策の実施に伴い必要となる税制上の所要の措置を講じる必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企（防）第168号。令和5年3月29日）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：①力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出 ②力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾 ③万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野：いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤 施策：防衛生産基盤の強化、防衛技術基盤の強化、防衛装備移転の推進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定） 2. 強い外交・安全保障の確立 （1）外交力・安全保障・情報力の強化 （安全保障の強化） 持続的な対応能力の確保に向けた取組を強化し、それを支えるため、防衛生産基盤強化法の見直しも視野に、安定供給が困難な重要装備品のGOCO等による国の関与、平素における民生品や装備移転での活用を前提とした増産能力強化等の検討を行う。装備移転において、官が正面に立つ移転、融資、伴走支援等の検討や関係機関との連携を進める。スタートアップの更なる活用を進めるとともに、国研・大学等への防衛研究基盤整備等を通じ、防衛力を支える研究開発を促進することで、最先端技術を迅速に取り込む。これらを一体的に推進するため、国の関与を担保した法人の設置の検討を進める。 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進 2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 （5）防衛産業 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、「三文書」を2026年中に改定し、防衛力の変革に取り組む。民生分野とも連携し、先端技術活用、増産能力確保、サプライチェーン強靱化等の防衛産業の基盤強化やスタートアップ等が研究開発・量産等に積極的に挑戦できる環境整備を推進する。国内生産基盤の強化、防衛イノベーションの促進、装備移転を一体的に推進するため、法人の設置の検討を進める。
		政策の達成目標	装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の推進及び防衛イノベーションの促進等の諸施策を推進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間 中の達成 目標	—
		政策目標の 達成状況	—
	有効性	要望の 措置の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	—
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の妥当性	—
	これまでの租税特別措置 の適用実績と効果に関連 する事項	租税特別 措置の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—